

# お知らせ

平成29年6月22日  
神戸税関

平成29年7月1日より、当関の輸出入通関業務処理体制等を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

## 記

### 1. 通関部門の担当品目の変更

本関、六甲アイランド出張所及びポートアイランド出張所における通関部門の担当品目を統一します（別紙「輸出入申告の提出先部門等一覧」参照）。

### 2. 業務部の担当事務の変更

本関業務部における担当事務を以下のとおり変更します。

| 担当事務           | 変更前         | 変更後      |
|----------------|-------------|----------|
| 区分1等事後提出書類の提出先 | 通関総括第2部門    | 通関総括第1部門 |
| 減免税関係          | 通関総括第3部門    | 通関総括第2部門 |
| 輸出貿易管理令関係      | 特別審査官（第3担当） | 通関総括第3部門 |

### 3. 原産地調査官の執務場所等の変更

原産地調査官の執務場所等を以下のとおり変更します。

|       | 変更前          | 変更後          |
|-------|--------------|--------------|
| 執務場所  | 本館2階北側事務室    | 本館2階南側事務室    |
| 電話番号  | 078-333-3097 | 078-333-3097 |
| FAX番号 | 078-333-3187 | 078-333-3169 |